

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第68号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）				別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）				
区分	事務	条項	内容	区分	事務	条項	内容	
保健所長	[略]			保健所長	[略]			
	17 旅館業法（昭和23年法律第138号）の施行に関する事務	[略]			17 旅館業法（昭和23年法律第138号）の施行に関する事務	[略]		
		第3条の2第1項及び第3条の3第1項	[略]			第3条の2第1項、 <u>第3条の3第1項</u> 及び第3条の4第1項	[略]	
		[略]				[略]		
[略]			[略]					
[略]			[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。